

## 「コミュニティ心理学研究」編集規程

1. 日本コミュニティ心理学会（以下、本学会とする）は、その機関誌である「コミュニティ心理学研究」（以下、本誌とする）を1年1巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌は、コミュニティ心理学の対象（個人・家族・学校・組織・地域等）に対する理論・調査・査定・介入についてなされた理論的、実証的、実践的研究論文を掲載する。
3. 本誌の編集は編集委員会が行う。編集委員長および副編集委員長は、会長が会長以外の常任理事から選任する。編集委員は理事が兼務する。ただし、編集委員長が運営上必要と認めた場合は、理事以外の会員から若干名を委嘱することができる。
4. 本誌へ投稿する論文の筆頭著者は、本学会の会員または名誉会員でなければならない。ただし、編集委員会から非会員に執筆を委嘱する場合はこの限りではない。共同著者については必ずしも会員である必要はないが、会員であることが望ましい。なお、筆頭著者および共同著者となる会員は、全ての年会費を納入していることを要する。
5. 投稿される論文は、未公刊のものに限る。他の学術雑誌、商業雑誌、大学や研究所等の紀要、単行本などにすでに刊行したものや投稿中のものは、本誌に投稿できない。ただし、学会発表抄録や科研費等の研究報告書はその限りではない。
6. 投稿論文の種類は、原著、総説、および資料の3種類とする。また原著論文については内容に基づき原著（調査研究）および原著（実践研究）の2区分を設ける。
7. 論文の長さは、原著および総説の場合は20,000字以内、資料の場合は10,000字以内を原則とする。ただし、審査の過程で主査が必要と判断した場合は、文字数の超過を認めることがある。そのほか、原稿執筆の詳細については、本学会の「執筆・投稿の手引き」に従うものとする。
8. 論文の執筆はもとより、研究の遂行に関しても、本学会の定める倫理綱領を遵守しなければならない。また、投稿者の所属する機関に研究倫理審査委員会等がある場合は、研究の実施に先立ち、原則としてその審査を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により審査を受けることができなかつた場合や、所属機関に研究倫理審査委員会に相当する組織がない場合は、編集委員長、副編集委員長および倫理委員長で協議の上、受稿の可否を判断する。

9. 投稿された論文に対しては、当該領域において十分な学識を有する2名の審査者（主査と副査）が、公正かつ厳密に査読し、掲載の可否を判断する。審査は匿名の原則に基づいて行う。
10. 編集委員長は、投稿があり次第、副編集委員長と協議の上、速やかに編集委員から主査を選任する。副査については主査が会員の中から選任する。ただし、論文の内容上相応しいと判断された場合は、会員以外の者に対して副査を依頼することができる。
11. 主査と副査は、以下の基準に則して掲載の可否を判断し、採択の可否、修正箇所、意見等を提出し、主査はそれらを踏まえて最終的な審査結果を作成する。修正と審査のサイクルは、原則として初回審査を含めて最大3往復とし、3回目の審査で採択あるいは修正採択とならない場合は、不採択となる。ただし、追加の審査によって採択へ至る可能性が高いと主査が判断する場合は、4回以上の審査継続を認めることがある。
  - A：採択（このままで、あるいは語句や標記などの軽微な修正のみで掲載可能と判断されるもの）
  - B：修正採択（再投稿の後に改めて査読を行うが、適切な修正がなされれば採択可能と判断されるもの）
  - C：再審査（現段階では掲載が難しく、大幅な修正の後に再度の審査が必要であるもの）。
  - D：不採択（本誌において掲載が不適当と考えられるもの、あるいは修正と審査を繰り返しても採択が見込めないと考えられるもの）
12. 主査が、修正採択あるいは不採択いずれかの判断に至った場合は、著者への審査結果に加え、審査の過程およびその結論を記載した統一報告書を作成する。ただし修正採択を経ずに採択の判断に至った場合は、採択結果を報告する際に統一報告書を作成する。この統一報告書について編集委員会で審議を行い、最終報告として決定する。
13. 最大3往復の修正と再審査のサイクルで採択に至らず不採択となった論文に関しては、新規論文としての再投稿を認める。また、それ以外の経過で不採択となった論文についても、大幅な改稿の上、新たな別の論文として投稿することができる。そのほか、原著として投稿され不採択となった論文のうち、主査が認めたものについては資料として再度投稿することができる。
14. 依頼原稿（編集委員会企画の特集論文、書評、会報等）については審査を必要としない。
15. 特集（会員企画）を企画する会員は、その企画主旨（A4版1-2枚程度）を編集事務局に提出する。編集委員会は企画主旨を検討し、採択の可否を決定する。採択された特集の企画については一定の期限を設け、広く会員一般から論文の投稿を受け付ける。会員企画の特集論

文の一論文の長さは、原著に準じる。また、査読の過程についても原著に準じるが、論文が不採択となった場合は、その論文の新規論文として再投稿することができる。特集に投稿された論文全ての審査が完了した段階で、編集委員会において掲載号を決定する。特集に掲載される論文が2編以下となった場合は、特集論文としてではなく、原著論文として掲載を行う。

16. 本誌に掲載された論文等の著作物に関する国内外の一切の著作権は、本会に最終原稿が投稿または寄稿された時点から原則として本会に帰属する。また、本誌に掲載された論文は電子化して公開する。
17. 本誌に掲載された論文について、著作者あるいは著作者以外の第三者から転載の希望があった場合、常任理事会の審議において適当と認められたものについて転載を許可する。ただし、著作者が非営利目的で自らの著作物の転載を希望する場合は、編集委員長の許可を得た上で著作物を転載することができる。なお、著作者およびその所属組織の Web サイトにおいて論文を公表する場合は、出典を明示することで許可を得ずに公表することができる。
18. 本規程の改正は、編集委員会の議を経た上で常任理事会が決定するものとする。

附則 本規程は、2019年5月25日より施行される。

附則 本規程は、2020年5月17日より施行される。

附則 本規程は、2022年4月1日より施行される。